

戦争非協力宣言

私たちは「平和・人権・環境」を守るため
組織の総力をあげて取り組みます

われわれは、二度の世界大戦を経験し、「われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意（前文）」という、「戦争の放棄」を謳った日本国憲法を持っている。この精神を生かし、平和な国際社会を目指すことがわれわれの第一義的任務である。

地方自治体は、中央政府の出先機関ではなく、民主主義の実践の場であることはいうまでもない。住民とともに住民の生命と財産を守り、社会福祉、社会保障及び公衆衛生や教育・文化など住民生活の向上及び増進に努めるのが自治体及び自治体労働者の責務である。また全国では国際的な友好関係を築くために「自主外交」を展開する自治体もあり、平和構築のための努力が積み重ねられている。兵庫においても神戸市は1975年に、入港する外国艦船に「非核証明書」の提出を求める、いわゆる「非核神戸方式」を採択しており、県内には「非核自治体宣言」を採択している団体も多い。平和こそ、生活と労働の土台である。

何人も一人の人間として、個人の尊厳と平和的生存権を普遍的な権利として保持している。また憲法は奴隸的拘束を禁止し、苦役からの自由を謳っており、一人ひとりの人間が良心的立場から戦争協力を拒否することも、雇用関係や公務員の職務専念義務というものを超えた当然の権利としてある。このような立場から、われわれは第1に、労働者の生命と権利を侵害するいかなる「戦争協力」にも応じないこと、第2に、「戦争協力」は絶対に“通常業務”ではないこと、第3に、当局が「戦争協力」を業務として命令するならば、これを断固拒否することを確認する。

そして、すべての組合員にとどまることなく、多くの労働組合、労働者に広げ、ともに平和のためのたたかいを強化するために全力を尽くすものである。

以上、宣言する。

2009年2月10日

自治労兵庫県本部

2009年2月10日開催の自治労兵庫県本部第186回中央委員会で確認された「戦争非協力宣言」（抜粋）